平成２８年（フ）第２８号
山形県酒田市光ケ丘４丁目９番34号
債務者　西形　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第８３９号
埼玉県戸田市新曽南３丁目６番１―630号、住民票上の住所千葉市美浜区幕張西１丁目１番11―104号
債務者　鈴木　禎子（旧姓秋谷）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４００号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目１番25号　ミルキーウェイ301
債務者　齋藤　京介
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４１３号
埼玉県ふじみ野市西２丁目２番12号　キャロットハウス上福岡103号、申立時の住所埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目11番18号　エスポワール上福岡305
債務者　水戸部絵美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６号
岐阜県土岐市下石町325番地の８
債務者　宮川　　舞（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４９号
岐阜県中津川市千旦林1522番地の37
債務者　岡迫　　忍
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１０８１号
愛知県春日井市柏原町５丁目42番地　サンフラワーＤハイツ205号
債務者　岩本　　純
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字手野1138番地23
債務者　太田　祐矢
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２４号
北九州市八幡西区楠橋南３丁目12番14号（103）
債務者　熊永　　純
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４５９号
北九州市小倉南区上曽根３丁目８番29号（103）
債務者　中野　光朗
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０７号
北海道帯広市新町西３丁目16番地　メゾンシャルム・1105号室
債務者　工藤　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
愛知県犬山市長者町４丁目33番地
債務者　遊橋　信子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６３６号
京都府長岡京市久貝２丁目15番17―404号　坪内マンション
債務者　山名　澄弘
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７５４号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地４　エントピア梅美Ａ―102号
債務者　松本　美香
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
鳥取県倉吉市上井557番地２　コーポオグラ１―Ｂ
債務者　奥田　典子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１７２号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住11―302
債務者　齋藤　　剛（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７７号
香川県高松市前田東町1018番地１　市住17
債務者　木村　理香
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係